

SBI サウジアラビア株式上場投信

追加型投信 / 海外 / 株式 / ETF / インデックス型

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	ETF	インデックス型	その他資産(投資信託証券(株式一般))	年2回	中近東(中東)	ファミリーファンド	なし	その他(MSCI サウジアラビア・インデックス(円換算ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行う「SBI サウジアラビア株式上場投信」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年10月11日に関東財務局長に提出しており、2024年10月27日にその効力が生じております。

<ul style="list-style-type: none">● ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。● ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。● 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。● 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。● ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。● ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。● 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。	<p>委託会社：SBIアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います) 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第311号 設立年月日：1986年8月29日 資本金：4億20万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額：5兆6,760億39百万円 (2024年7月末日現在)</p> <p>受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンド財産の保管・管理等を行います)</p> <p><照会先> SBIアセットマネジメント株式会社 ☒ ホームページ https://www.sbiam.co.jp/ ☎ 電話番号 03-6229-0097 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)</p>
--	---

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、MSCI サウジアラビア・インデックス(円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 SBI・サウジアラビア株式インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とし、MSCI サウジアラビア・インデックス(円換算ベース)(以下「対象指数」といいます。)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

<対象指数、MSCIについて>

- MSCI サウジアラビア・インデックス(MSCI Saudi Arabia インデックス)は、MSCI Inc.が開発した、サウジアラビア市場の大型・中型株セグメントのパフォーマンスを測定するよう設計されたインデックスであり、サウジアラビアの浮動株調整後時価総額の約85%をカバーしています。
※MSCI サウジアラビア・インデックス(円換算ベース)はMSCI サウジアラビア・インデックス(税引後配当込み)をもとに、委託会社が円換算したものです。
- MSCI Inc. は、世界の投資コミュニティに、重要な意思決定支援ツールとサービスを提供するリーディング・カンパニーです。

2 運用にあたっては、日本円換算した対象指数に連動する投資成果をめざすため、原則としてマザーファンドの組入比率を高位に保ちます。

3 マザーファンドにおける株式ポートフォリオにつきましては、原則として対象指数の構成銘柄を投資対象とし、計量的分析手法を用いて、最適なインデックス運用ポートフォリオを構築します。また、継続的に対象指数との乖離をモニタリングし、必要に応じて適宜ポートフォリオの修正を行い、連動性の維持を図ります。

4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5 対象指数に連動する投資成果をめざすため、補完的に、株価指数先物取引等の買建ておよび上場投資信託証券の組入れを行うことができます。また、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果をめざすため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

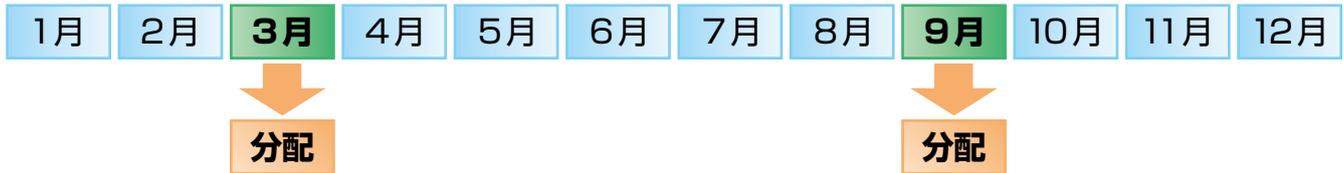
資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

分配方針

年2回(毎年3月、9月の各24日。)決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

*初回決算日は、2025年3月24日となります。

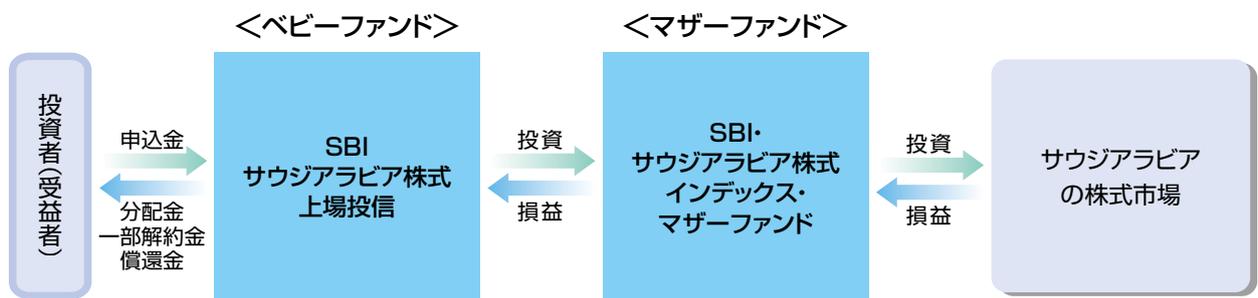
分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益が生じても、分配は行いません。



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



受益権の上場

本ファンドの受益権の取引方法は原則として株式と同様です。

上場予定日	2024年10月31日
上場市場	東京証券取引所
売買単位	1口単位

※売買手数料など、詳しくは取扱い証券会社等にお問い合わせください。

主な投資制限

投資信託証券への投資割合	投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
マザーファンド受益証券への投資割合	マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

「MSCI サウジアラビア・インデックスの著作権等について」

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、SBIアセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されておらず、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。**また、**投資信託は預貯金と異なります。**本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株 価 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。サウジアラビアの通貨であるリアルは1986年以来、米ドルに対して固定相場制を採用しています。この制度はサウジアラビア政府によって管理されていますが、将来この固定相場制が変更になった場合、為替リスクの影響がより大きなものになる可能性があります。なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
信 用 リ ス ク	組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流 動 性 リ ス ク	組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。特に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。また、本ファンドは実質的にサウジアラビアの株式に集中して投資するため、サウジアラビアの経済、政治、政策、外国為替、流動性、税制、法律、規制のイベントにより、より大きな影響を受けやすく、多様なポートフォリオを持つファンドよりも価値の変動が激しい可能性があります。さらに、サウジアラビアの経済は石油輸出に支配されているため、石油価格の持続的な低下は経済全体に悪影響を及ぼす可能性があります。中東地域全体の不安定性も、経済に悪影響を及ぼす可能性があります。政治的リスクも存在し、サウジアラビアの政治的な動向、政府の政策の変更、規制要件の変更が、本ファンドのパフォーマンスに影響を与える可能性があります。

《対照指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が日本円換算した対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ②ポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ③追加設定・一部解約等による資金の流入のタイミングと、当該資金の流入に伴い実際に同指数の採用銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること
- ④ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること
- ⑤ファンドの外貨建資産の評価に用いる為替レートと、同指数の計算に用いる為替レートに差異があること
- ⑥同指数と異なる指数を参照する先物取引を利用する場合があることや、先物価格の値動きが当該先物の参照指数の値動きと一致しないこと
- ⑦信託報酬等のコスト負担があること

*対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

*上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

その他のリスク

- 本ファンドは、金融商品取引所に上場され、取引が行われます。本ファンドの市場価格は、取引時間中に変動するものであり、金融商品取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、基準価額から乖離することがあります。特に、本ファンドは、主にサウジアラビアの金融商品取引所で取引される株式に実質的に投資するものであり、サウジアラビアにおける休業日等の影響を受けることから、他のファンドと比べて設定・解約の申込不可日が多くなっており、裁定取引が入りづらいことによる乖離のリスクが高まりやすい傾向にあります。具体的な設定・解約の申込不可日については後述の手続き・手数料等、購入・換金申込受付不可日の欄をご確認ください。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付取引を行う場合は、取引先リスク(取引の相手方(レンディング・エージェントを含みます。)の倒産等により契約が不履行になること)が生じる可能性があります。
- サウジアラビアの金融商品取引所で取引されている株式は、サウジアラビアの税制に従って課税されます。サウジアラビアにおける、非居住者による株式に対する税負担等が、基準価額に影響を与える可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。サウジアラビアの税制・制度等は、変更となる場合があります。
- 受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れ株式等に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

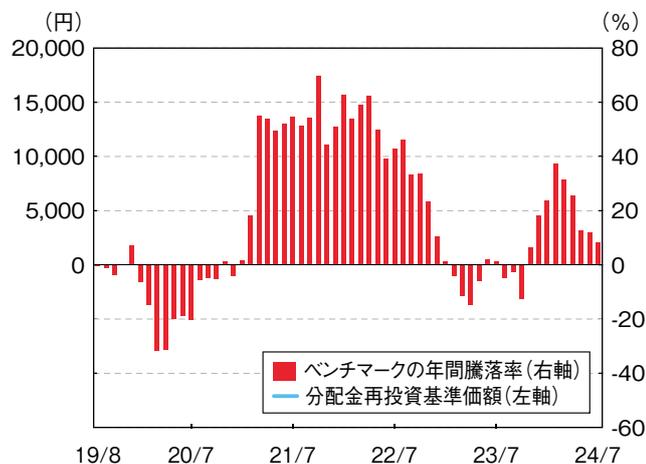
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

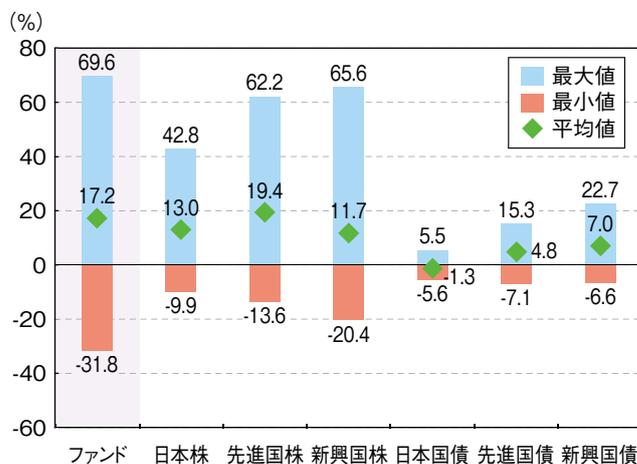
2019年8月～2024年7月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年8月～2024年7月

ファンドの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率を用いています。



*本ファンドは、2024年10月29日より運用開始予定であるため、有価証券届出書提出日現在、ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額はありませぬ。したがって、上記年間騰落率のグラフはベンチマークであるMSCI サウジアラビア・インデックス(円換算ベース)の年間騰落率の推移のみを表示しています。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、ファンドの運用は、2024年10月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。そのため、MSCI サウジアラビア・インデックス(円換算ベース)の数値を用いて算出しております。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りませぬ。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

- 日本株…Morningstar 日本株式指数
- 先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
- 新興国株…Morningstar 新興国株式指数
- 日本国債…Morningstar 日本国債指数
- 先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
- 新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

- 日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- 先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- 日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- 先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算については責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

本ファンドの運用は、2024年10月29日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、運用開始後は委託会社のホームページで運用状況を開示することを予定しております。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

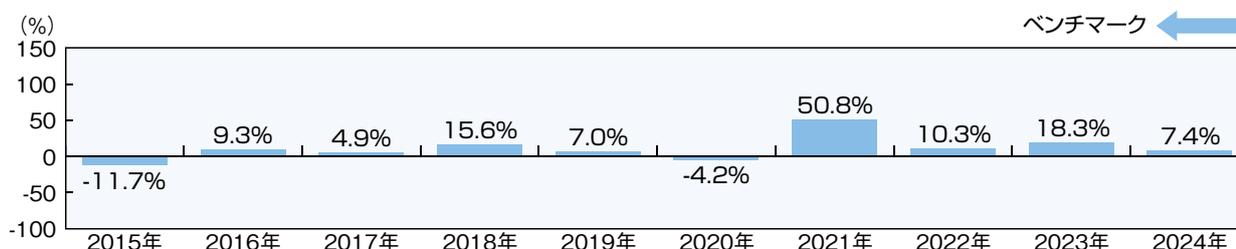
分配の推移（1口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



*本ファンドは2024年10月29日より運用を開始する予定です。したがって、本ファンドのベンチマークであるMSCI サウジアラビア・インデックス(円換算ベース)の騰落率を掲載しています。

*2024年は年初から7月末までの騰落率です。

*ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

お申込みメモ

購入単位	500口単位とします。
購入価額	当初設定: 1口当たり10,000円 継続申込期間: 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に100.50%以内(2024年10月11日現在100.50%)の率を乗じて得た価額(「販売基準価額」) (ファンドの基準価額は1口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	500口単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して9営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	次の各号の場合には、購入・換金の受付を行いません。 1. サウジ証券取引所およびサウジアラビアの銀行の休業日 2. サウジアラビアの「ラマダン明け休暇」および「犠牲祭」の休業日の前6営業日 3. サウジアラビアの「ラマダン明け休暇」および「犠牲祭」の休業日の前営業日が、ニューヨークの銀行の休業日となる場合は、「ラマダン明け休暇」および「犠牲祭」の休業日の前7営業日 4. サウジアラビアの「ラマダン明け休暇」および「犠牲祭」以外の休業日の2営業日前 5. 毎水曜日 6. 国内の休業日の前営業日 7. ニューヨークの銀行の休業日の2営業日前 8. 計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内) 9. 委託会社が指定する日
申込締切時間	原則として、午後4時までの、販売会社が定める時限とします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初設定: 2024年10月28日に当初設定に係る申込みが行われます。 継続申込期間: 2024年10月31日から2025年12月24日までとします。 ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)申込みの受付を中止することや、すでに受け付けた購入・換金(解約)申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(設定日: 2024年10月29日)
繰上償還	次の場合には、償還となる場合があります。 ・ 設定日より3年経過後、信託財産の純資産総額が10億円を下回るようになった場合 ・ ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき 次の場合には、償還となります。 ・ 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・ 対象指数が廃止された場合 ・ MSCI サウジアラビア・インデックスの計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合
決算日	毎年3月、9月の各24日 初回決算日は、2025年3月24日とします。
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。 ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。 ② 売買益が生じて、分配は行いません。 ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbi-am.co.jp/
運用報告書	作成しません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価です。
その他の費用	購入価額は、基準価額に100.50%以内(2024年10月11日現在100.50%)の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.50%以内(2024年10月11日現在0.50%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。 *今後、主要投資対象である株式において、金融取引税が導入される等の事態が生じる場合には、その影響および水準等を勘案し、委託会社が定める率を乗じて得た額に引き上げられる場合があります。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.50%以内(2024年10月11日現在0.50%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
換金時手数料	販売会社が独自に定める額とします。 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に年0.1925%(税抜:0.175%)を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.153%</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.022%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>*上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.153%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価	受託会社	年0.022%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容								
委託会社	年0.153%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価									
受託会社	年0.022%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価									
	<p>(有価証券の貸付の指図を行った場合) 有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。 この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の55.0%(税抜 50.0%)以内の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。 ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p>										
その他の費用 及び手数料	<p>信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、決算短信等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆対象指数の商標の使用料(2024年10月11日現在) ファンドの純資産総額に年0.03%の率を乗じて得た金額とします。 ◆受益権の上場にかかる費用(2024年10月11日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場料および追加上場料: 新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税0.0075%) ・年間上場料: 毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・新規上場に際して、220万円(税抜200万円)の上場審査料 上記の対象指数の商標の使用料、受益権の上場費用およびこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。 										

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

● 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

● 上記は有価証券届出書提出日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

● 法人の場合は上記とは異なります。

● 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

